



新潟県公報

平成28年
3月31日(木)
号外
第21号

目次 規則

○新潟県事務決裁及び委任規則の一部改正..... 1

規則

新潟県規則第十二号

新潟県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

新潟県知事 福田 富一

新潟県事務決裁及び委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務決裁及び委任規則（平成十二年新潟県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「、分場」を削る。

第六条中「がんセンターにあつては病院長、局長、副病院長及び局次長。」を削る。

第十一条第一項の表中

総括所長補佐等を置かない出先機関（がんセンター及びリハビリテーションセンターを除く。）	所長	所長補佐、場長補佐、園長補佐又は院長補佐（以下「所長補佐等」という。）を置く出先機関	所長補佐等	
		所長補佐等を置かない出先機関	所長があらかじめ指定する職員	
がんセンター	所長		病院長、局長又は研究所長	副病院長又は局次長
	病院長		副病院長	部長
	局長		局次長	
	副病院長		部長又は課長	
	局次長		課長	
研究所長又は部長			所長があらかじめ指定する職員	

を

総括所長補佐等を置かない出先機関（リハビリテーションセンターを除く。）	所長	所長補佐、場長補佐、園長補佐又は院長補佐（以下「所長補佐等」という。）を置く出先機関	所長補佐等	
		所長補佐等を置かない出先機関	所長があらかじめ指定する職員	

に改

める。

別表第一がんセンターの項を削り、同表畜産酪農研究センターの項中「部長、」及び「及び室長」を削る。

別表第二一本庁関係共通事項の表五の項第一号中、「調停及び不服申立て」を「及び調停」に改め、同項に次の一号を加える。

2 不服申立ての処理							
(1) 特に重要なもの	○						
(2) 重要なもの		○					
(3) (1)、(2)及び(4)以外のもの			○				
(4) 審理員の指名				○			

別表第二一本庁関係特定事項(1)総合政策部地域振興課の表四の項第一号中「不動産鑑定業者の登録」の次に「、登録の拒否」を加え、別表第二一本庁関係特定事項(4)環境森林部工自然環境課の表中十一の項を十四の項とし、十一の項を十三の項とし、十の項の次に次のように加える。

11 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例(平成27年栃木県条例第47号)に基づく事務	1 第4条の規定による許可				○		
	2 第8条第1項の規定による許可の取消し等				○		
	3 第12条第3項及び第13条の規定による承認			○			
12 栃木県中禅寺湖畔国際避暑地記念施設設置及び管理条例施行規則(平成28年栃木県規則第13号)に基づく事務	1 第2条の規定による休園日又は休館日の変更等又は変更等の承認				○		
	2 第3条ただし書の規定による利用時間の変更又は変更の承認				○		

別表第二一本庁関係特定事項(4)環境森林部木材建築物対策課の表一の項第二号中「第8条第4項」の次に「(第9条第2項において準用する場合を含む。）」及び第15条第4項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「第8条の2第3項」の次に「(第9条第2項において準用する場合を含む。）」及び第15条の2第3項(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第四号中「第8条の5第4項」の次に「(第15条の2の4において準用する場合を含む。）」を加え、同項第五号中「第9条の2の4第1項」の次に「及び第15条の3の3第1項」を加え、同項第六号中「第9条の2の4第5項」の次に「及び第15条の3の3第5項」を加え、同項第七号から第十二号までを削り、第十五号を第二十号とし、第十四号を第十九号とし、第十三号を第十八号とし、同項第十三号中「第14条の3の2」を「第14条の3の2(第14条の6において準用する場合を含む。）」に改め、同項を同項第十七号とし、同項第十四号中「第14条の3」の次に「(第14条の6において準用する場合を含む。）」を加え、同項を同項第十六号とし、同項第十五号を第十五号とし、第六号を第十四号とし、第八号を第十三号とし、同項第七号中「第12条の6」を「第12条の6第1項から第3項まで」に改め、「(環境森林事務所及び環境管理事務所が所管するものを除く。8から10まで、13から15まで、24、25及び32において同じ。）」を削り、同項を同項第十二号とし、同項第六号の次に次の五号を加える。

7 第9条の3の2第1項の規定による協議の同意				○			
8 第12条第9項及び第12条の2第10項の規定による計画の受理(環境森林事務所及び環境管理事務所が所管するものを除く。9、11から15まで、18から20まで、22、					○		

23、28及び32において同じ。)						
9 第12条第10項及び第12条の2第11項の規定による報告の受理					○	
10 第12条第11項及び第12条の2第12項の規定による公表					○	
11 第12条の3第7項の規定による報告書の受理					○	

別表第二 本庁関係特定事項(4)環境森林部才廃棄物対策課の表一の項中第二十三号を第二十一号とし、第二十四号を第二十二号とし、同項第二十五号中「立入検査」を「立入検査等」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項中第二十六号を第二十四号とし、同項第二十七号中「第5項」を「第4項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項中第二十八号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

27 第19条の11第3項の規定による閲覧					○	
-----------------------	--	--	--	--	---	--

別表第二 本庁関係特定事項(4)環境森林部才廃棄物対策課の表一の項中第二十九号を第二十八号とし、第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

31 第23条の4の規定による意見の受理					○	
----------------------	--	--	--	--	---	--

別表第二 本庁関係特定事項(4)環境森林部才廃棄物対策課の表三の項中第二号を第三号とし、同項第一号中「第5条の5の11」を「第5条の5の11第1項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 第4条の16第1項及び第12条の7の14第1項の規定による維持管理積立金の額の通知				○		
---	--	--	--	---	--	--

別表第二 本庁関係特定事項(5)保健福祉部了保健福祉課の表一の項第三号中「3、5から21まで及び23から31まで」を「3から29まで」に改め、同項中第二十二号を第二十四号とし、第九号から第三十一号までを二行ずつ繰り下げ、同項第八号中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同号を同項第十号とし、同項第七号中「第56条第3項」を「第56条第7項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第六号中「第56条第2項」を「第56条第6項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号の次に次の二号を加える。

6 第56条第4項の規定による勧告			○			
7 第56条第5項の規定による公表			○			

別表第二 本庁関係特定事項(5)保健福祉部了保健福祉課の表二の項第一号中「第39条第1号から第3号まで」を「第40条第2項第1号から第3号まで」に改め、別表第二 本庁関係特定事項(5)保健福祉部了高齢対策課の表一の項中第二十五号を第二十七号とし、第七号から第二十四号までを二行ずつ繰り下げ、同項第六号中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第56条第3項」を「第56条第7項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第56条第2項」を「第56条第6項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

4 第56条第4項の規定による勧告			○			
5 第56条第5項の規定による公表			○			

別表第二 本庁関係特定事項(5)保健福祉部了健康増進課の表三の項に次の二号を加える。

2 第32条第1項の規定による勧告			○			
-------------------	--	--	---	--	--	--

3	第32条第2項の規定による命令				○			
4	第32条第4項の規定による通知					○		

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部才障害福祉課の表一の項中第二十五号を第二十七号とし、第七号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第56条第3項」を「第56条第7項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第56条第2項」を「第56条第6項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

4	第56条第4項の規定による勧告				○			
5	第56条第5項の規定による公表				○			

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部才障害福祉課の表十三の項第一号及び第四十八号中「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改め、別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部力こども政策課の表一の項中第二十五号を第二十七号とし、第二十号から第二十四号までを二号ずつ繰り下げ、同項第十九号中「20」を「22」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項中第十八号を第二十号とし、第七号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同項第六号中「第56条第4項」を「第56条第8項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「第56条第3項」を「第56条第7項」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号中「第56条第2項」を「第56条第6項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

4	第56条第4項の規定による勧告				○			
5	第56条第5項の規定による公表				○			

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部力こども政策課の表一の項中第十九号を第二十一号とし、第五号から第十八号までを二号ずつ繰り下げ、同項第四号中「第7項」を「第12項」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、同項第一号中「第21条の3及び第21条の4」を「第21条の2において準用する第19条の20及び第21条の3」に改め、同号を同項第三号とし、同項に第一号及び第二号として次の二号を加える。

1	第18条の6第1号の規定による指定				○			
2	第18条の7第1項の規定による報告の徴収、検査等				○			

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部力こども政策課の表中二十の項を二十一の項とし、十六の項から十九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表十五の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同項第八号中「第17条第6項」を「第17条第6項ただし書」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同表十六の項とし、同表中十四の項を十五の項とし、六の項から十三の項までを一項ずつ繰り下げ、同表五の項第二号中「第21条の3及び第21条の4」を「第19条の20及び第21条の3」に改め、同項を同表六の項とし、同表中四の項を五の項とし、三の項を四の項とし、二の項の次に次のように加える。

3	児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)に基づく事務	1	第5条第3項の規定による変更の承認				○		
		2	第5条第6項の規定による指定の取消し				○		

別表第一二本庁関係特定事項⑤保健福祉部く業務課の表八の項第一号中「2から4冊で」を「3から5冊で」に改め、同項中第十九号を第二十号とし、第二号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

2 第24条第12項第1号の規定による許可				○			
-----------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項(農政部)農政課の表三の項第四号中「第4条第5項」を「第4条第8項」に改め、同項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

8 第49条第1項の規定による立入調査等				○			
----------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項(農政部)農政課の表七の項第十号中「第15条の2第7項」を「第15条の2第8項」に改め、別表第二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表一の項第二号中「6から8まで、10、13、14、17及び21」を「6から10まで、12から14まで、21、22、25、29及び37」に改め、同項第四号中「第11条の4第1項ただし書」を「第11条の8第1項ただし書」に改め、同項第五号中「第11条の4第2項」を「第11条の8第2項」に改め、同項第六号中「第11条の5ただし書」を「第11条の9ただし書」に改め、同項第七号中「第11条の7第4項」を「第11条の17第4項」に改め、同項第三十七号中「契約の取消し」を「届出の受理」に、

	○						
--	---	--	--	--	--	--	--

を

		○					
--	--	---	--	--	--	--	--

に改め、同号を同項第四十七号とし、同項中第三十六号を

第四十六号とし、第三十五号を削り、第三十四号を第四十五号とし、第三十一号から第三十三号までを一十号ずつ繰り下げ、同項第三十号中「及び第5項」を削り、同号を同項第四十一号とし、同項中第二十九号を第四十号とし、第二十八号を第三十九号とし、第二十七号を第三十八号とし、同項第二十六号中「第89条第2項の規定による嘱託登記」を「第73条の10(第80条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理(農事組合法人に係るものを除く。)」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項第二十五号中「第73条の27第1項の規定による意見の提出」を「第72条の22の規定による一時理事の選任」に改め、同号を同項第三十六号とし、同項中第二十四号を第三十五号とし、第二十三号を第三十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

34 第70条の3第3項の規定による認可				○			
----------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表一の項第二十二号中「第64条第7項」を「第64条第8項」に改め、同号を同項第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

31 第64条の2第1項(第73条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公告				○			
32 第64条の3第3項(第73条第4項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理				○			

別表第二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表一の項第二十二号中「第64条第4項」の次に「及び第5項」を加え、同号を同項第二十九号とし、同項中第二十号を第二十八号とし、第十一号から第十九号までを一十号ずつ繰り下げ、同項第十一号中「第11条の46第2項ただし書」を「第11条の65第2項ただし書(第11条の67第2項において準用する場合を含む。)」に改め、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

19 第11条の68第4項の規定による認可				○			
-----------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第二本庁関係特定事項(農政部)経済流通課の表一の項第十号中「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に、「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の五号を加える。

13 第11条の48第4項の規定による届出の受理				○			
14 第11条の51第4項の規定による届出の受理				○			
15 第11条の52第3項の規定による承認				○			
16 第11条の53の規定による措置命令			○				
17 第11条の61第1項の規定による承認				○			

別表第一二本庁関係特定事項(農政)ウ経済流通課の表一の項第九号中「第11条の26」を「第11条の45」と改め、同号を同項第十一号とし、同項第八号中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

10 第11条の42第4項の規定による届出の受理				○			
--------------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(農政)ウ経済流通課の表一の項第七号の次に次の一号を加える。

8 第11条の25において準用する保険業法第304条の規定による事業報告書の受理				○			
--	--	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(農政)ウ経済流通課の表一の項第一号中「第3条の5第5項ただし書」を「第32条第5項ただし書」に改め、同表二の項中第二号を第三号とし、同項第一号中「2に」を「3に」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 第76条の2第1項第3号の規定による承認				○			
------------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(農政)ウ経済流通課の表中二十一の項を二十二の項とし、八の項から二十の項までを一項ずつ繰り下げ、同表七の項第二号を削り、同項を同表八の項とし、同表六の項の次に次のように加える。

7 組合等登記令(昭和39年政令第29号)に基づく事務	1 第14条第4項の規定による嘱託登記(農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人に係るものに限る。)					○		
-----------------------------	--	--	--	--	--	---	--	--

別表第一二本庁関係特定事項(農政)オ生産振興課の表中十四の項を十五の項とし、四の項から十二の項までを一項ずつ繰り下げ、三の項の次に次のように加える。

4 農産物検査法施行令(平成7年政令第357号)に基づく事務	1 第5条第1項第1号の規定による不正受検に対する処置				○			
	2 第5条第1項第2号の規定による登録等					○		
	3 第5条第1項第3号の規定による届出の受理等						○	
	4 第5条第1項第4号の規定による登録の更新等							○
	5 第5条第1項第5号の規定による							

る公示							
6 第5条第1項第6号の規定による変更登録等				○			
7 第5条第1項第7号の規定による報告の受理						○	
8 第5条第1項第8号の規定による届出の受理及び変更命令				○			
9 第5条第1項第9号の規定による適合命令			○				
10 第5条第1項第10号の規定による改善命令			○				
11 第5条第1項第11号の規定による登録の取消し等			○				
12 第5条第1項第12号の規定による業務停止命令等			○				
13 第5条第1項第13号及び第14号の規定による報告の徴収				○			
14 第5条第1項第15号及び第16号の規定による立入調査				○			
15 第5条第1項第17号の規定による申出の受付等				○			

別表第一二本庁関係特定事項⑧県土整備部が交通政策課の表四の項に次の三号を加える。

2 第79条の12第1項の規定による登録の取消し			○				
3 第79条の13の規定による登録の抹消（登録の取消しによるものを除く。）				○			
4 第79条の13の規定による登録の抹消（登録の取消しによるものに限る。）			○				

別表第一二本庁関係特定事項⑧県土整備部が都市計画課の表八の項第一号中「第4条第2項第1号、第2号及び第2号の2」を「第4条第2項第1号から第2号の2まで及び第3号の3」に改め、別表第一二本庁関係特定事項⑧県土整備部が建築課の表一の項第十五号中「第53条第5項第3号、」を「第53条第4項及び第5項第3号並びに」に改め、同項中第二十五号を第三十九号とし、第二十八号から第三十四号までを四号ずつ繰り下げ、同項第二十七号中「第68条の5の2第2項」を「第68条の5の3第2項」に改め、同項を同項第三十一号とし、同項第二十六号中「第68条の5の4第1項」を「第68条の5の5第1項」に、「第68条の5の5」を「第68条の5の6」に改め、同項を同項第三十号とし、同項中第二十五号を第三十九号とし、第二十四号を第二十八号とし、第三十三号を第三十七号とし、第二十一号を第二十三号とし、同項の次に次の三号を加える。

24 第60条の2第1項第3号の規定による許可				○			
25 第60条の3第1項の規定による許可				○			
26 第67条の3第3項第2号、第5				○			

項第2号及び第9項第2号の規定による許可						
----------------------	--	--	--	--	--	--

別表第一の二本庁関係特定事項(8)県土整備部口建築課の表一の項第二十一号の次に次の一号を加える。

22 第57条の3第2項の規定による指定の取消し				○		
--------------------------	--	--	--	---	--	--

別表第一の二本庁関係特定事項(8)県土整備部口建築課の表四の項第一号中「第20条の2第6項」を「第20条の2第13項」に、「第38条の4第16項」を「第38条の4第22項」に改め、同表六の項第五号中「第12条」を「第21条」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第四号中「第11条」を「第20条」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第三号中「第10条」を「第19条」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第二号中「第8条第1項及び第9条」を「第17条第1項及び第18条第1項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第一号中「第7条第3項」を「第15条第3項」に改め、同号を同項第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

12 第15条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査				○		
13 第16条第2項の規定による指導及び助言				○		

別表第一の二本庁関係特定事項(8)県土整備部口建築課の表六の項に第一号から第十号までとして次の十号を加える。

1 第8条第1項の規定による報告命令				○		
2 第8条第2項の規定による公表			○			
3 第8条第3項の規定による公告			○			
4 第9条の規定による公表			○			
5 第12条第1項の規定による指導及び助言				○		
6 第12条第2項の規定による指示				○		
7 第12条第3項の規定による公表			○			
8 第13条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査				○		
9 第15条第1項の規定による指導及び助言				○		
10 第15条第2項の規定による指示				○		

別表第一の二本庁関係特定事項(8)県土整備部口建築課の表六の項に次の八号を加える。

18 第22条第1項の規定による認定				○		
19 第23条の規定による認定の取消し				○		
20 第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査				○		
21 第25条第1項の規定による認定				○		
22 第27条第1項の規定による指導				○		

及び助言							
23 第27条第2項の規定による指示			○				
24 第27条第3項の規定による公表		○					
25 第27条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査			○				

別表第11の2本に關係特定事項(8)県土整備部建設課の表に次のように加える。

12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務	1 第30条第1項及び第3項(これらの規定を第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定及び通知				○		
	2 第32条の規定による報告の徴収				○		
	3 第33条の規定による命令				○		
	4 第34条の規定による認定の取消し				○		
	5 第36条第2項の規定による認定				○		
	6 第37条の規定による認定の取消し				○		
	7 第38条の規定による立入検査				○		

別表第11-1出先機関關係共通事項(10)がんセンター及びとちぎりハビリテーションセンターの表中「がんセンター及び」を削り、

「

及び病 び院 局長 長、 副 所 長	副 病 院 長 及 び 局 次 長
--------------------------------------	---

」を「

副 局 長	局 長
-------------	--------

」に改め、同表7の表中「局長(とちぎりハビリテーションセンター

にあつては、副所長)に限る。」を削り、同表8の項第1号(1)の表中「及びエ」を削り、

「

				○			
--	--	--	--	---	--	--	--

」を「

					○		
--	--	--	--	--	---	--	--

」

に改め、同表②を削り、同表第11号(1)の表中「及び研究所の職員」を削り、同表④の表中「及びエ」を削り、

「

				○			
--	--	--	--	---	--	--	--

」を「

					○		
--	--	--	--	--	---	--	--

」

に改め、同表②を削り、同表第11号(1)の表中「及び研究所の職員」を削り、同表④の表中「とちぎりハビリテーションセンターに限る。」を削り、同表⑥の表中「(4)」を「(2)」と

「

				○			
--	--	--	--	---	--	--	--

」を「

					○		
--	--	--	--	--	---	--	--

」

に改め、同表④を削り、同表第11号(1)の表中「及び研究所の職員」を削り、同表⑥の表中「とちぎりハビリテーションセンターに限る。」を削り、同表⑧の表中「(4)」を「(2)」と

「

				○			
--	--	--	--	---	--	--	--

」を「

					○		
--	--	--	--	--	---	--	--

」

に改め、回号(4)を削り、回項第五号中

	○						
--	---	--	--	--	--	--	--

 を

「

	○				○		
--	---	--	--	--	---	--	--

 」に改め、回号(1)から(3)までを削り、回項第六号中

「

	○						
--	---	--	--	--	--	--	--

 」を「

	○				○		
--	---	--	--	--	---	--	--

 」

に改め、回号(1)から(3)までを削り、回項第七号中

	○						
--	---	--	--	--	--	--	--

 を

「

	○				○		
--	---	--	--	--	---	--	--

 」に改め、回号(1)から(3)までを削り、回項第八号(1)中「及

び研究所の職員」を削り、回号(2)中「とちぎりハビリテーションセンターに限る。」を削り、回号(3)中「(4)

を「(2)」に、

				○			
--	--	--	--	---	--	--	--

 を

「

				○			
--	--	--	--	---	--	--	--

 」に改め、回号(4)を削り、回表九の項中「局長（とちぎり

ハビリテーションセンターにあつては、副所長）に限る。」を削り、回表備考を削る。

別表第三二出先機関関係特定事項(3)経営管理部了県税事務所の表一の項第六号中「第35項及び第38項から第41項まで」を「第32項、第35項及び第36項」に改め、回項第七号中「第53条第46項及び第47項」を「第53条第40項及び第41項」に改め、別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部了環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表一の項第一号中「第8条第1項」の次に「及び第15条第1項」を加え、「18」を「19」に改め、回項第二号中「第8条第5項」の次に「（第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条第5項（第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）」を加え、回項第三号中「第8条第6項」の次に「（第9条第2項において準用する場合を含む。）及び第15条第6項（第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）」を加え、回項第四号中「含む。」の次に「及び第15条の2第5項（第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。）」を加え、回項第五号中「第8条の2の2第1項」の次に「及び第15条の2の2第1項」を加え、回項第六号中「第9条第1項」の次に「及び第15条の2の6第1項」を加え、回項第七号中「及び第4項」を削り、「第9条の3第11項」の次に「、第9条の3の3第3項」を加え、回項中第三十一号から第三十九号までを削り、回項第三十号中「第7条の2第4項」の次に「及び第14条の5第3項において準用する第7条の2第4項」を加え、回号を回項第三十一号とし、回項第三十九号中「第7条の2第3項」の次に「及び第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項」を加え、回号を回項第三十号とし、回項第三十八号中「第7条の2第3項」の次に「及び第14条の5第3項において準用する第7条の2第3項」を加え、回号を回項第三十九号とし、回項第三十七号中「並びに第14条の2第1項」を「、第14条の2第1項、第14条の4第1項及び第6項並びに第14条の5第1項」に改め、「（所管区域内に主たる事務所又は事業所（備考の規定により所管する移動式施設の駐機場を含む。）を有する者に係るものに限る。28から34までにおいて同じ。）」を削り、回号を回項第三十八号とし、回項中第二十六号を第二十七号とし、第二十五号を第二十六号とし、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を削り、回項第二十二号中「報告書」を「報告」に改め、回号を回項第二十四号とし、回項第二十一号中「計画書」を「計画」に改め、回号を回項第二十三号とし、回項中第二十号を第二十二号とし、第十七号から第十九号までを二号ずつ繰り下げ、回項第十六号中「第9条の3第10項」の次に「（第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）」を加え、回号を回項第十八号とし、回項第十五号中「第9条の3第8項」の次に「（第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）」を加え、回号を回項第十七号とし、回項第十四号中「同条第9項」の次に「（第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）」を加え、回号を回項第十六号とし、回項第十三号中「同条第9項」の次に「（第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）」を加え、回号を回項第十五号とし、回項第十二号中「第9条の3第1項」の次に「及び第9条の3の3第1項」を加え、回号を回項第十四号とし、回項第十一号中「第9条の2の2第1項」の次に「及び第2項並びに第15条の3」を加え、回号を回項第十二号とし、回号の次に次の一号を加える。

13 第9条の2の3第2項及び第15

○			○	
---	--	--	---	--

条の3の2第2項の規定による確認						
------------------	--	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部了環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表一の項第十号中「第9条の2」を「第9条の2第1項及び第15条の2の7」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号中「届出」を「届出の受理」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

8 第9条第4項(第9条の3第11項及び第15条の2の6第3項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理		○				○
---	--	---	--	--	--	---

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部了環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表一の項第四十号中「第15条の2の5」を「第15条の2の5第1項」に改め、同号を同項第三十二号とし、同項中第四十一号から第四十二号までを削り、第四十四号を第三十二号とし、第四十五号から第五十号までを十一号ずつ繰り上げ、同項第五十一号中「立入検査」を「立入検査等」に改め、同号を同項第四十号とし、同項中第五十二号を第四十一号とし、第五十三号を第四十二号とし、第五十四号を第四十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

44 第19条の11第1項の規定による最終処分場の台帳の調整及び保管		○				○
45 第19条の11第3項の規定による閲覧		○				○

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部了環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表一の項中第五十五号を第四十六号とし、第五十六号を第四十七号とし、第五十七号を第四十八号とし、同表一の項第一号を次のように改める。

1 第4条の17及び第12条の7の15の規定による報告書の受理		○				○
---------------------------------	--	---	--	--	--	---

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部了環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表一の項に次の一号を加える。

4 第12条の7の17第5項の規定による届出の受理		○				○
---------------------------	--	---	--	--	--	---

別表第三二出先機関関係特定事項(4)環境森林部了環境森林事務所、環境管理事務所及び森林管理事務所の表備考を次のように改める。

備考

- 1の項1から7まで、10から12まで、14から21まで、28から31まで、39から42まで及び46から48までの事項に係る事務のうち、駐機場を有する移動式施設に係るものについては、当該駐機場を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所(宇都宮市内及び県外に駐機場を有する移動式施設に係るものについては当該駐機場の最寄りの環境森林事務所又は環境管理事務所)が所管するものとする。
- 2の項25から27まで、42及び48の事項に係る事務のうち、県内に事務所又は事業所を有する管理票交付者に係るものについては、当該事務所又は事業所を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所が所管するものとする。
- 3の項28から31まで、39から42まで及び48の事項に係る事務のうち、県内に主たる事務所又は事業所を有する産業廃棄物収集運搬業者に係るものについては、当該主たる事務所又は事業所を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所が所管するものとする。

別表第三二出先機関関係特定事項(5)保健福祉部了健康福祉センターの表十四の項第一号中「第34条の11」を「第34条の12」と、「2、3から5まで、10及び11」を「以下この項」に改め、同項第二号中「第34条の13第1項」を「第34条の14第1項」に改め、同項中第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第九号をそれぞれ一つずつ繰り上げる。

十号および前号、第十号を第四号とし、同表十五の項中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第十一号中「（第32条第1項において準用する場合を含む。）」を「、第31条の6及び第32条」に改め、同表第十二号中「母子福祉資金」の次に「、父子福祉資金」を加え、同表十六の項中「母子及び寡婦福祉法施行令」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」に改め、同項第十一号中「（第37条第2項において準用する場合を含む。）」を「、第31条の6及び第37条」に改め、同表第十一号から第十号までの項中「第38条」を「第31条の7及び第38条」に改め、同表十七の項中「母子及び寡婦福祉法施行細則」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」に改め、同項第十一号中「第11条第2項（）」を「第10条第2項（第17条及び）」に改め、同表第三の二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部福祉事務所の表五の項第十一号中「第21条第2項」を「第21条第3項若しくは第4項」に改め、同項第五号中「第21条第3項」を「第21条第5項」に改め、同項第九号中「第21条」を「第21条第1項又は第2項」に改め、同表七の項に次の四号を加える。

7 第56条第1項の規定による認定（助産施設及び母子生活支援施設に係るものに限る。8において同じ。）		○	○			
8 第56条第2項の規定による費用の徴収		○	○			
9 第56条第5項の規定による資料の提供等の要求		○	○			
10 市が行う母子生活支援施設等の入所事務及び費用徴収事務に係る検査指導		○	○			

別表第三の二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部福祉事務所の表八の項第一号中「第9条」を「第9条第1項」に改め、別表第三の二出先機関関係特定事項⑥保健福祉部工保健所の表七の項第三号中「及び第6項」及び「（補装具の交付又は修理の費用に係るものを除く。5において同じ。）」を削り、同項第四号及び第五号を削り、同表八の項を削り、同表第九の項を八の項とし、十の項から四十八の項までを一項ずつ繰り上げ、同表四十九の項第一号中「第1条第1号に規定する育成医療及び同条第3号」を「第1条の2第3号」に改め、「育成医療に係るものの決裁区分は、所長に限る。2、4から6まで及び8から11までにおいて同じ。」を削り、同項第四号、第八号及び第十二号中「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改め、同項を同表四十八の項とし、同表五十の項第一号中「第1条第1号に規定する育成医療及び同条第3号」を「第1条の2第3号」に改め、同項を同表四十九の項とし、別表第三の二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部精神保健福祉センターの表三の項第一号、第四号及び第十二号並びに同表四の項第一号並びに別表第三の二出先機関関係特定事項⑤保健福祉部こどもリハビリテーションセンターの表六の項第一号中「第1条第3号」を「第1条の2第3号」に改め、別表第三の二出先機関関係特定事項⑥保健福祉部児童相談所の表一の項第三号及び第五号中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同項第二十五号中「第56条第9項」を「第56条第5項」に改め、同項第二十六号から第二十八号までを削り、別表第三の二出先機関関係特定事項⑦農政部農業振興事務所の表一の項第一号中「2から9まで及び11」を「2から11まで、13及び14」に改め、同項第三号中「第11条の4第1項ただし書、第11条の5ただし書」を「第11条の8第1項ただし書、第11条の9ただし書」と、「第11条の7第1項」を「第11条の17第1項」に改め、同項中第十一号を第十四号とし、同項第十号中「第72条の13第2項、第72条の16第4項、第72条の17第2項、第72条の18第3項及び第73条の12」を「第72条の29第2項、第72条の32第4項、第72条の34第2項、第72条の35第3項、第72条の44及び第73条の10（第80条において準用する場合を含む。）」に改め、「受理」の次に「（農事組合法人に係るものに限る。）」を加え、同項を同項第十一号とし、同項の次に次の1号を加える。

13 第73条の10（第80条において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理（農事組合法人に係るものを除く。）		○			○	
--	--	---	--	--	---	--

別表第三の二出先機関関係特定事項⑦農政部農業振興事務所の表一の項第九号中「第64条第4項」の次に「及び第5項」を加え、同項を同項第十一号とし、同項中第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号

を第八号とし、同項第五号中「第11条の23第1項」を「第11条の42第1項」に、「第11条の29第1項」を「第11条の48第1項」に、「第11条の32第1項」を「第11条の51第1項」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

7 第11条の42第4項、第11条の48第4項及び第11条の51第4項の規定による届出の受理		○			○	
--	--	---	--	--	---	--

別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部長農業振興事務所の表一の項第四号の次に次の一号を加える。

5 第11条の25において準用する保険業法第304条の規定による事業報告書の受理		○			○	
--	--	---	--	--	---	--

別表第三二出先機関関係特定事項(7)農政部長農業振興事務所の表中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項から二十の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二十一の項第三号中「第5条第1項の規定による許可を要する農地等の競売又は公売に伴う買受希望者の買受適格証明」を「第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更の承認」に改め、同項第四号中「第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更の承認」を「第5条第1項の規定による許可を要する農地等の競売又は公売に伴う買受希望者の買受適格証明」に改め、同項を同表二十の項とし、同表中二十二の項を二十一の項とし、二十三の項から三十三の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第三二出先機関関係特定事項(8)県土整備部長土木事務所の表十六の項第十一号中「第18条第22項第1号」を「第18条第24項第1号」に、「承認」を「認定」に改め、同項中第十号を第十二号とし、第四号から第九号までを一項ずつ繰り下げ、同項第三号中「及び第10条」を「並びに第10条第2項及び第3項」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

5 第10条第1項の規定による勧告	○					宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
-------------------	---	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(8)県土整備部長土木事務所の表十六の項第十二号の次に次の一号を加える。

3 第7条の6第4項の規定による通知		○	○			宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
--------------------	--	---	---	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(8)県土整備部長土木事務所の表十八の項第一号中「第7条第4項」を「第15条第4項」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

1 第13条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	○					宇都宮土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所及び大田原土木事務所に限る。
----------------------------	---	--	--	--	--	--

別表第三二出先機関関係特定事項(8)県土整備部長土木事務所の表十八の項に次の二号を加える。

3 第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	○					宇都宮土木事務所、真岡土
----------------------------	---	--	--	--	--	--------------

						木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。
4 第27条第4項の規定による報告 の徴収及び立入検査	○					宇都宮土木事 務所、真岡土 木事務所、栃 木土木事務所 及び大田原土 木事務所に限 る。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(令 冊 誌)